

ロケットを打ち上げる際の国際法上の政府の責任及び対応措置について

1. 宇宙活動に対する国際法上の政府の責任

- 国は宇宙空間における政府機関・非政府団体の活動について国際的責任を有する (宇宙条約第 6条)
- 国は宇宙空間における非政府団体の活動に対して許可及び継続的監督を行う (宇宙条約第 6条)
- 国の領域から宇宙空間に物体が発射される場合において、物体又はその構成部分が他の国又はその自然人若しくは法人に与える損害について当該国は責任を有する (宇宙条約第 7条)
- 打上げ国は宇宙物体が地表又は飛行中の航空機に与えた損害について無過失責任を負う (宇宙損害責任条約第 2条)

2. 対応措置

我が国ではロケットの打上げ施設を保有するのは JAXA に限られていることから、JAXA 法等で次の措置を定め、民間打上げに対する政府の責任を担保することとしている。

- (1) 国は民間によるロケットの打上げに際して JAXA 及び民間事業者の契約を通じ、別紙により打上げ安全を確保させる。
- (2) 国は JAXA に対し国際法を遵守するために必要な措置を求めることができ、JAXA はこれに応じなければならない (JAXA 法第 24 条)。
- (3) JAXA は主務大臣の認可を受け、民間事業者との契約により、第三者に損害を生じた場合の責任負担を JAXA に集中する (JAXA 法第 22 条)。JAXA は民間に、打上げに際して主務大臣が定める保険金額 (200 億円 (主務大臣告示予定)) を満たす保険契約を締結させる (JAXA 法第 21 条)。
- (4) 第三者に損害が発生し国が賠償を行った場合、国は JAXA に求償を行う。JAXA は上記保険の保険金によりこれを負担する。文部科学省は付保額を超える損害が発生した場合の国としての補填を行うための措置を講ずる。

(別紙)

打上げ安全確保措置

H-IIAロケットの場合、以下のように打上げ安全確保に係る措置をとっている。

これは民間移管後のH-IIAロケットの打上げにも適用される。

したがって、H-IIAロケット以外の民間が打上げを行うロケット(GXロケット)にも適用されることとなる。

- 文部科学省(宇宙開発委員会)は、JAXAが行うロケットの打上げに関し、打上げ安全に係る審査基準を定め、安全性を審査する。
- JAXAは主務大臣の認可を受け人工衛星等打上げ基準を定める(JAXA法第18条第2項)。
JAXAは、宇宙開発委員会が定める打上げ安全に係る審査基準及びJAXA法に基づき制定される「人工衛星等打上げ基準」に基づき、打上げ安全確保のための実施基準・要求等を定める(人工衛星等打上げ基準第3条第2項、第4条)。
- 民間事業者は、ロケット及び衛星並びにその打上げ計画の安全性について、文部科学省(宇宙開発委員会)及びJAXAが定める打上げ安全に係る基準及び要求に基づいて解析する。
JAXAはその解析結果について、打上げ安全に係る基準、要求に対する適合性を評価する。
- JAXAは、打上げ安全に関する評価結果について、文部科学省(宇宙開発委員会)により安全審査を受ける。
- JAXAは打上げに際して、安全確認を行うため地上安全確保、飛行安全確保及び打上げ時の総合指揮を実施する。

(参考)

○月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約

第6条 条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によつて行なわれるか非政府関係によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。国際機関が月その他の天体を含む宇宙空間において活動を行なう場合には、その国際機関及びこれに参加する条約の当事国の双方がこの条約を遵守する責任を有する。

第7条 条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間に物体を発射し若しくは発射させる場合又はその領域若しくは施設から物体が発射される場合には、その物体又はその構成部分が地球上、大気空間又は月その他の天体を含む宇宙空間において条約の他の当事国又はその自然人若しくは法人に与える損害について国際的に責任を有する。

○宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約

第2条 打上げ国は、自国の宇宙物体が、地表において引き起こした損害又は飛行中の航空機に与えた損害の賠償につき無過失責任を負う。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法 (平成14年法律第161号)

(業務の範囲等)

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(略)

四 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。

(略)

2 機構は、前項第四号に規定する人工衛星等の打上げの業務を行う場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

(人工衛星等の打上げに係る保険契約の締結)

第二十一条 機構は、人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結していなければ、人工衛星等の打上げを行ってはならない。

2 前項に規定する保険契約に係る保険金額は、被害者の保護等を図る観点から適切なものとなるよう、保険者の引受けの可能な額等を参酌して、主務大臣が定めるものとする。

3 (略)

(主務大臣の要求)

第二十四条 主務大臣は、宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応じなければならない。

人工衛星等打上げ基準(規程第15-37号)

(法令等の遵守等)

第3条(略)

2 機構は、打上げに係る業務を行うに当たっては、宇宙開発委員会が策定する指針を踏まえ、宇宙開発委員会の必要な調査審議を受けるものとする。

(安全計画の作成等)

第4条 機構は、打上げに係る業務について、法令等及び宇宙開発委員会の策定する指針に基づき安全評価に係る準則を定め、これに基づき、安全評価を実施し、安全計画を作成するものとする。